

松江市社会福祉協議会篤志寄付金配分要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松江市社会福祉協議会に寄せられた香典返し等の篤志寄付金を松江市内の社会福祉の推進のために適正に配分することを目的とする。

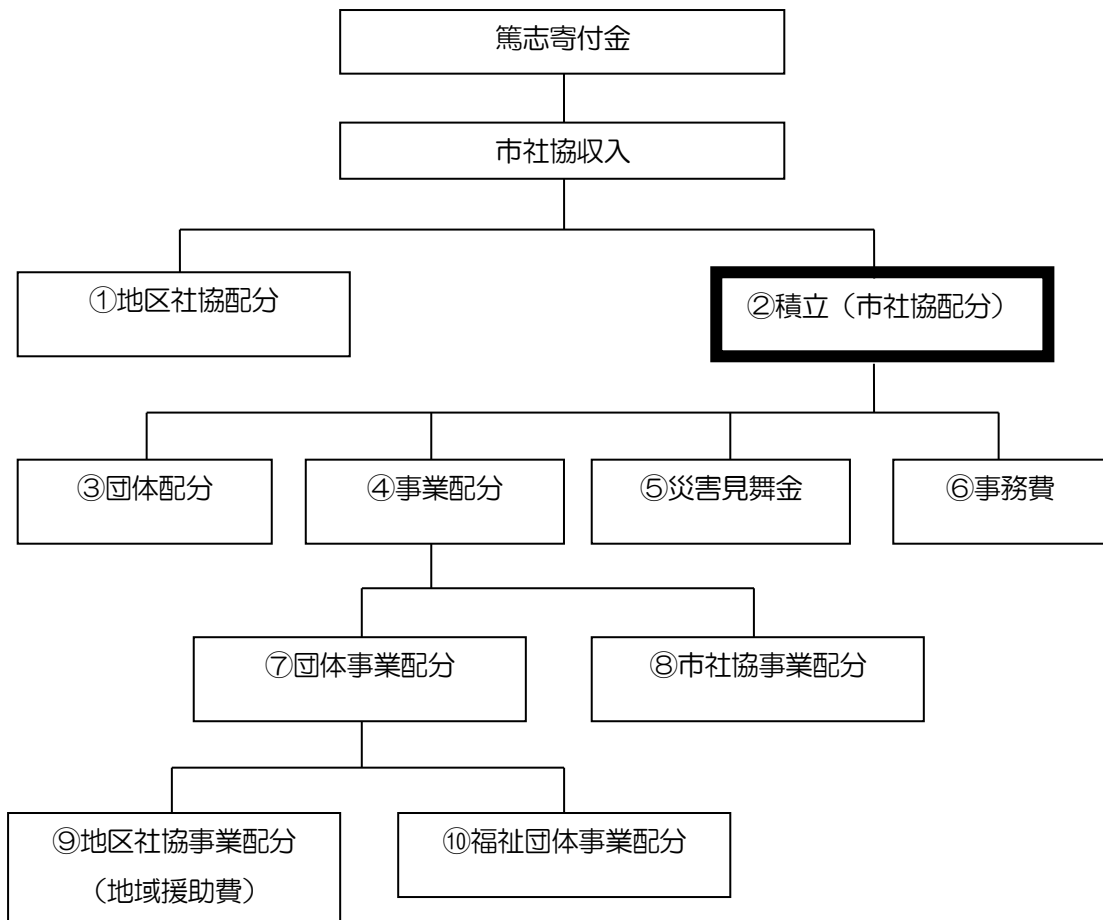
(用語の定義)

第2条 この要綱における福祉団体とは、松江市内に事務所又は事業所を有し、市内の社会福祉の推進を図る団体とする。ただし、次に掲げる団体は除く。

- (1) 政治団体
- (2) 宗教団体
- (3) 営利団体
- (4) 暴力団
- (5) その他会長が篤志寄付金配分の趣旨に沿わないと認める団体

(配分の区分)

第3条 篤志寄付金の配分の項目は、次のとおりとする。



2 前項の各項目の内容は、次のとおりとする。

- ①地区社協配分 当年度の寄付金による市社協収入のうち、半額を寄付者の住所地の地区社協に配分する。
- ②積立（市社協配分） 当年度の寄付金による市社協収入のうち、①地区社協配分を除いた残りを積み立て、次年度の③～⑥の配分の財源とする。配分割合は会長が別に定め、予算の範囲内で配分する。
- ③団体配分 福祉団体の運営のため、福祉団体からの申請により配分する。
- ④事業配分 松江市内で行われる社会福祉事業に対し配分する。
- ⑤災害見舞金 市内で火災に遭い、住宅が半焼以上・半壊以上となった世帯に1世帯につき2万円を支給する。この場合において、半焼とは、住宅の焼失もしくは損壊した部分が、その住家の延べ面積の20%以上に達したものの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上に達したものとする。また、死亡者の場合は1名につき1万円を支給する。ただし、災害救助法が発令された場合で、別途災害たすけあい募金を実施されるときは、支給しない。
- ⑥事務費 配分事務を行うための諸経費及び災害対策準備費とする。
- ⑦団体事業配分 事業配分のうち、市社協以外の福祉団体が行う社会福祉事業に対し、申請により配分する。
- ⑧市社協事業配分 事業配分のうち、市社協が行う社会福祉事業に対し配分する。
- ⑨地区社協事業配分 団体事業配分のうち、地区社協が行う社会福祉事業に対し配分する。
これを特に「地域援助費」と言う。
- ⑩福祉団体事業配分 団体事業配分のうち、地区社協以外の福祉団体が行う社会福祉事業に対し配分する
ただし、③団体配分、⑩福祉団体事業配分については社会福祉法人による事業、活動については、配分の対象としない。

(配分対象外経費)

第4条 ③団体配分、⑨地区社協事業配分（地域援助費）及び⑩福祉団体事業配分については、対象者に直接現金や物品を給付する活動や受益者負担が好ましい経費、人件費（講師謝金を除く。）、食糧費、備品購入費その他松江市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が不適切と認めるものについては、配分の対象としない。

ただし、特別に篤志寄付金配分委員会が認める経費は配分の対象とする。

(配分申請方法)

第5条 ③団体配分を希望する福祉団体は、配分金交付申請書に次に掲げる書類を添えて会長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 前年度事業報告書
- (2) 前年度事業決算書
- (3) 申請年度事業計画書
- (4) 申請年度収支予算書
- (5) 定款又は会則
- (6) 前5号に掲げるものの他会長が必要と認める書類

2 ⑨地区社協事業配分（地域援助費）又は⑩福祉団体事業配分を希望する福祉団体は、配分金交付申請書に次に掲げる書類を添えて会長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 前年度事業報告書
- (2) 前年度事業決算書
- (3) 申請年度事業計画書
- (4) 申請年度収支予算書
- (5) 配分を希望する事業単独の事業計画書
- (6) 配分を希望する事業単独の収支予算書
- (7) 地区社協以外の福祉団体については、定款又は会則
- (8) 前7号に掲げるものの他会長が必要と認める書類

（配分額、決定、条件）

第6条 会長は、第5条による配分申請があったときは、申請書類を審査し、交付すべきものと認めたときは、松江市社会福祉協議会篤志寄付金配分委員会（以下「委員会」という。）の承認を得たうえで、配分及び配分額の決定をする。

- 2 配分額は、配分を希望する福祉団体（以下「申請者」という。）の予算に対する配分金の割合及び前年度の繰越金の状況等を勘案し、決定するものとする。
- 3 会長は、第1項の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。
- 4 委員会は、第1項の承認をする場合において、必要な条件を付することができる。

（決定通知）

第7条 会長は、前条第1項の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を配分金交付決定通知書（様式第1号）により申請者に通知するものとする。

（申請取下げ）

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る配分金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受領した日から7日以内に文書をもって申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る配分金の交付の決定はなかったものとみなす。

(配分金の請求)

第9条 第7条の配分決定の通知を受けたものが、配分金を受けるときは、配分金交付請求書を会長に提出しなければならない。

2 ⑨地区社協事業配分（地域援助費）については、原則として配分決定額の半額を請求するものとし、事業が完了した後に残りの半額を請求するものとする。ただし、確定した当該配分金充当額が配分決定額よりも少ない場合は、減額した金額を請求するものとする。

(配分金の交付)

第10条 会長は、前条の請求を受けたときは、速やかに配分金を交付するものとする。

(実績報告)

第11条 前条の配分を受けた地区社協は、事業が完了後、速やかに実績報告書に次に掲げる書類を添えて会長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか会長が必要と認める書類

2 前条の配分を受けた福祉団体（地区社協を除く。）は、事業が終了後、会長が定める期日までに実績報告書に前項に掲げる書類を添えて会長に報告しなければならない。

(配分金の精算)

第12条 ⑨地区社協事業配分（地域援助費）を受けた地区社協は、事業終了により確定した当該配分金充当額が、交付した配分額よりも少ない場合は、すみやかに差額分を返還しなければならない。

(配分の取り消し、減額)

第13条 実績報告後、福祉団体から提出された当該年度の収支決算書を精査し、本要綱のいずれかの条項に違反した場合、その他配分が適当でないと認められた場合は、会長の専決により配分決定の取り消し、または配分の減額を行うことができる。

(配分金の返還)

第14条 配分を受けた団体は、前条の規定により配分決定の取り消し、又は配分金の減額となったときは、すみやかに配分金の全部、又は一部を返還しなければならない。

(配分を受けた福祉団体の義務)

第15条 配分を受けた福祉団体は、篤志寄付金を財源とする配分金を受けて事業を実施していることを松江市民に対し広報しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。